

「指定介護老人福祉施設」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(山口県指定 高齢第 100－313 号)

当施設は入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

〔目次〕

- 1、施設経営法人
- 2、ご利用施設
- 3、居室の概要
- 4、職員の配置状況
- 5、当施設が提供するサービスと利用料金
- 6、施設を退所していただく場合
- 7、身元保証人について
- 8、苦情の受付について
- 9、付属文書

1、施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 アスワン山荘
- (2) 法人所在地 山口県宇部市二俣瀬山王坂 40－221
- (3) 代表者氏名 理事長 國 吉 卓 也
- (4) 電話番号 0836－62－1010
- (5) 設立年月日 昭和 53 年 2 月 24 日

2、ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成 12 年 4 月 1 日指定 山口県高齢第 100－313 号
- (2) 施設の目的 要介護状態にある高齢者等に対し、適正介護を提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム アスワン山荘
- (4) 施設の所在地 山口県宇部市二俣瀬山王坂 40－221
- (5) 電話番号 0836－62－5151
- (6) 施設長（管理者）氏名 國 吉 卓 也
- (7) 当施設の運営方針

◇要介護者等の心身の特性を踏まえて、要介護者等が可能な限りその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

◇この事業は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状態等入居者の心身の状態を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。

(8) 開設年月 平成 11 年 4 月 1 日

(9) 入所定員 84 人

3、居室の概要

(1) 居室等の概要（短期入所定員 16 人分を含む）

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合はその旨お申し出下さい。（但し、入居者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	46 室	従来型個室
（2 人部屋）	1 室	多床室
（4 人部屋）	13 室	多床室
合計	60 室	

食堂兼デイルーム	5 室	
機能訓練室	1 室	〔主な設備機器〕 マイクロ波治療器、低周波治療器、平行棒、ホットパック フットマッサージ器等
浴室	1 室	一般浴槽・チェアー式浴槽・シャワードーム式浴槽
医務室	1 室	

※上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている居室・設備等です。

※居室の変更 入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者と協議のうえ決定するものとします。

※居室に関する特記事項 トイレの場所（居室内・居室外）等は、居室案内図をご確認下さい。

(2) 入居に当たって居住費、食費等は別紙料金表による利用料金をご負担いただきます。

- ①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）
②居住に要する費用（光熱水費及び室料）

4、職員の配置状況（短期入所生活介護定員 16 人分を含む）

当施設では、入居者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1、施設長（管理者）	1 名	1 名
2、介護職員	37 名	31 名
3、生活相談員	1 名	1 名
4、看護職員	4 名	3 名
5、機能訓練指導員	1 名	1 名
6、介護支援専門員	1 名	1 名
7、医師	週 1 回	必要数
8、管理栄養士	1 名	1 名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例 週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名（8 時間×5 名 ÷ 40 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種		勤務体制
1、	医師	毎週
2、	介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7：30 ～16：30 10 名 遅出 10：00 ～19：00 10 名 夜勤 16：30 ～ 9：30 5 名
3、	看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7：30～16：30 1 名 日勤 8：30～17：30 1 名 遅出 9：30～18：30 1 名
4、	機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30～17：30 1 名

※ 土・日は上記と異なります。

5、当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、次の場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を入居者に負担いただく場合

6、当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き8割又は9割（介護保険負担割合証による）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7:50～8:50 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

③入浴

- ・入浴は週2回、清拭は適宜行います。
- ・寝たきりでもチェアー式浴槽・シャワー式浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するため個別の機能訓練実施計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行い、定期的な評価と計画の見直しを行います。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦看護体制強化

- ・指定基準を上回る看護職員の員数を配置して入居者の医療ニーズに対応します。
- ・夜間帯でも看護職員が必要に応じて緊急の呼び出しに対応できるよう、看護職員との連絡体制を定め、又医療機関との連携を図りつつ、施設における看護体制の強化を図ります。
- ・常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めます。
- ・看護職員により、又は医療機関との連携により、24時間連絡体制をとり、健康上の管理等を行います。

⑧栄養マネジメント実施体制

- ・入居者毎の栄養状態に応じて、定期的に、入居者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行い、栄養スクリーニング時（入所時）に把握した入居者毎の低栄養状態のリスクに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入居者毎の栄養マネジメントを実施します。

⑨日常生活継続支援体制

- ・入所定員に対して指定基準を上回る介護福祉士の員数を配置して質の高いサービスの提供に努めます。

⑩夜勤職員配置強化

- ・指定基準を上回る職員数を配置することで、夜間におけるサービスの強化に努めます。

⑪その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、適宜、着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉（契約書第 5 条参照）

別表 1 の料金表によって、お支払い下さい。

※入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

払い戻しとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している負担限度額とします。

7、6 以外のサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①理髪・美容

・理髪サービス

月に 4 回程度の出張理容師による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）を利用いただけます。

・美容サービス

月に 2 回程度の出張美容師による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）を利用いただけます。

②貴重品の管理

- ・入居者が、貴重品を施設に預ける場合は委任状を施設長に提出し、施設長は貴重品を受け取り、貴重品預り証を入居者に交付します。
- ・入居者からの貴重品は、全て施設長が預かります。
- ・入居者から貴重品を自ら保管する旨の申し出があったときは、貴重品預り証を入居者から回収するとともに、委任状を返還いたします。
- ・上記委任状の内容は、次のとおりです。
 - 1 入居者名義の預貯金の預け入れ、払い出しのこと
 - 2 手持ちの現金の出し入れ及びその保管のこと
 - 3 各種証書保管のこと
 - 4 印鑑の保管のこと
 - 5 施設利用料等の支払いのこと

6 国民・介護保険料等公的負担金の支払いのこと

7 日用品・嗜好品等物品の支払いのこと

8 その他

- ・入居者が現金等を施設に預ける場合は、「入居者預り金管理規程」により管理し、次の管理料を申し受けます。なお、管理料の支払いは、サービス利用料金の支払い(3)と一緒にお願いします。

1 現金のみ 500 円／月

2 通帳・現金 1,000 円／月

③レクリエーション・クラブ活動

入居者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくことがあります。

主なレクリエーション等行事予定

行事 月	行事とその内容	実施場所・行先
1 月	新年互礼会・初詣	地域交流スペース・琴崎八幡宮
2 月	節分祭・昼食バイキング	地域交流スペース
3 月	ひなまつり	地域交流スペース
4 月	お花見	施設敷地内
5 月	端午の節句・昼食バイキング	地域交流スペース
6 月	避難訓練	施設内
7 月	七夕まつり	地域交流スペース
8 月	夏まつり・慰霊祭・昼食バイキング	地域交流スペース
9 月	敬老会	地域交流スペース
10 月	運動会	運動場
11 月	昼食バイキング	地域交流スペース
12 月	クリスマス・忘年会	地域交流スペース

※ 毎月の行事 誕生会・喫茶・買物日（近隣の大型ショッピングセンター）

※ クラブ活動 民謡クラブ・映画クラブ・パッチワーククラブ

※ 定例慰問 紙芝居・歌・三味線・民謡等

※ その他 ドライブ（年 2 回）

④複写物の交付

入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 白黒 10 円 カラー 40 円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。（クリーニング代、病院診療代、個人の嗜好品の購入代等）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑥契約書第 19 条に定める所定の料金（1 日あたり）

入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

- ・入居者が要介護認定で自立又は要支援と判定され、明け渡しできない場合、次の入居先が決まるまでの期間・・・ 無料
- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合には、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) サービス利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

6 の料金のお支払いは、次のとおりとします。

毎月末日締め切りで、①山口銀行普通預金口座より翌月 26 日に引き落としとするか、又は②本施設指定の同銀行口座へ翌月末日までに振り込みとするかのいずれかとします。

※ ①の引き落としは、26 日が休日の場合は次の銀行営業日となります。

7 の料金・費用は、その都度実費支払いとなります。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者のご希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

宇部第一病院〔内科、外科、精神科、神経内科、歯科〕

浅山眼科、猪熊耳鼻咽喉科、和田泌尿器科、今村皮膚科の各医院

8、施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。（契約書第 13 条参照）

①要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合（但し、入居者が平成 12 年 3 月 31 日以前から施設に入居している場合（旧措置者）本号は平成 22 年 3 月 31 日までは適用されません。）

②事業者が解散した場合、倒産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

③施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

⑥事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) 入居者からの退居の申し出の場合（中途解約・契約解除）

（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、入居者から退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により、入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者や利用者等が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ①入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者による、サービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者や入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合（注 1）
- ⑤入居者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

（注 1）入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内、連続して 7 泊・複数の月にまたがる場合は 12 泊以内の短期入院

の場合は、退院後再び施設に入居することができます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護施設の居室等をご利用いただく場合があります。なお短期入院の期間内は前記利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできませんが、併設されている短期入所生活介護施設をご利用できる場合もあります。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、入居者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第 17 条参照）

入居者が当施設を退居する場合には、ご希望により、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は介護老人保健施設等の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

入居者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として 320 円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

9、身元保証人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり確実な保証能力を有する者を、身元保証人に定めていただきます。

- (1) 身元保証人は、入居者が提出する誓約書の内容について連帯保証していただきます。
- (2) 身元保証人は、費用の支払い等について連帯保証するとともに、入居契約が解除された場合には入居者の身元引受をしていただきます。尚、残置物がある場合、これを引き取っていただきます。

10、苦情の受付について（契約書第 19 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 特別養護老人ホーム アスワン山荘 事務所

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

①宇部市役所高齢者総合支援課

所在地 宇部市常盤町1丁目7番1号

電話番号 0836-34-8302

受付時間 8：30～17：15

②国民健康保険団体連合会

所在地 山口市大字朝田字岡の口1980番地の7

介護保険課苦情相談班

(国保会館)

電話番号 083-995-1010

受付時間 9：00～17：00

③山口県社会福祉協議会

所在地 山口市大手町9番6号

福祉サービス利用援助等

電話番号 083-924-2837

運営適正化委員会

受付時間 8：30～17：15

介護福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム アスワン山荘

説明者 職 名

氏 名

㊞

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

入居者 住所

(入居者) 氏名

㊞

代筆者 住所

(身元保証人) 氏名

㊞

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入居者又は代筆者への重要事項説明のために作成したものです。